## 〇各施設の方針(令和7年4月)

本市の公の施設で指定管理者制度を導入することについての考え方を示しています。

(指定管理者制度を導入し、既に指定管理者が管理運営を開始している施設は除きます)

施設 (施設所管課)	今後の方針等
フィッシャリーナ(農水産課)	フィッシャリーナとしての必要な機能や、施設の整備を行った 後、指定管理者制度導入の是非を判断します。
農の体験・交流館(農水産課)	本市が進めている施策である、農業理解促進のために設置された施設であるため、直営での運用をしておりますが、今後、指定管理者制度の導入についても検討していきます。
市民活動センター (協働推進課)	提案型協働事業によりNPO法人と協働運営したノウハウを活用し、引き続き、市民活動団体や地域団体等と築いた信頼・協力 関係を維持し、委託により協働運営を行います。
保育園(7園)、認定子ども園 (1園) (保育課)	令和5年度に取りまとめた「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直しについて(改訂版)」に基づき、南原保育園及び夕陽ケ丘保育園は既に民営化が決定しており、南原保育園及び夕陽ケ丘保育園を除く6園については公営を継続することとしています。公立園は、民間園で受入れが困難な配慮が必要な乳幼児(要配慮児)のセーフティネットとなることや民間園で要配慮児を受け入れる環境づくりのために保育ノウハウの蓄積が必要であり、指定管理者制度の導入には適さないものと判断しております。
保健センター (健康課)	平塚市保健センターは、地域の1次救急医療体制を担う「休日・夜間急患診療所」と地域保健に関する事業を実施する「保健センター」の複合的施設となっており、各施設の設置目的が異なることや休日・夜間急患診療所の設置の経緯を勘案した結果、指定管理者制度の導入には適さないものと判断しております。
子どもの家(4か所) (青少年課)	地域との連携で運営され、良好な運営状況であること及び維持 管理経費を勘案し、直営とします。
青少年会館 (青少年課)	平成27年度の事業評価を受けて、青少年会館を含めた3施設 を統廃合することとしたため、現施設の指定管理者制度の導入は 行いません。
びわ青少年の家 (青少年課)	青少年の育成施設としての設置の経緯や目的、地元との連携による運営を踏まえ、直営としながら効率的な経営を進めます。
放課後児童クラブ(4か所) (青少年課)	市内に4か所ある放課後児童クラブの専用施設について、指定管理者制度を導入してきましたが、導入後の課題や保護者会運営の現状から、指定管理者制度による運営は平成29年度末までとし、平成30年4月から業務委託といたしました。今後も、業務委託を継続していきます。

<b>_</b>	
施設 (施設所管課)	今後の方針等
高麗山公園 (みどり公園・水辺課)	「湘南平における民間活力の導入可能性に関するマーケットサウンディング調査」を実施しました。今後、指定管理者制度を含めた民間活力導入に向けて検討を進めていきます。
湘南海岸公園 (みどり公園・水辺課)	利用者の利便性を高めるため、湘南海岸公園や龍城ヶ丘プール 跡地などを含めた海岸エリアで、さらなる魅力向上を目標に『海 岸エリア魅力アップチャレンジ』を平成28年度に策定しまし た。 龍城ケ丘ゾーンについては、湘南海岸公園龍城ケ丘ゾーン整備・管理運営事業において、令和7年10月の公園開設に向け て、現在整備を進めています。管理運営につきましては、指定管理制度を導入することが決定しており、令和6年6月に指定管理 者を指定しました。 その他の湘南海岸公園エリアへの指定管理者制度の導入につい ては、今後の魅力アップ事業の状況を踏まえ、その必要性を検討 いたします。
平塚市総合公園 (総合公園課)	総合公園は本市の防災計画では総合防災基地、県の防災計画では広域防災活動拠点として位置づけられ、行政として素早い対応が求められます。また、大規模施設であり、各施設年間を通して、Jリーグ・プロ野球・Bリーグ等をはじめ各種大会を開催しているため、園内全体での適正な調整が必要となることから直営による管理としていますが、同様の管理が指定管理で可能であるか検討していきます。
その他都市公園 (みどり公園・水辺課)	直営で実施している業務から経費を試算した結果、指定管理者制度導入の費用対効果は見込めないことが分かりました。また、直営では点検業務や補修業務、剪定業務等の各業務を一体で効率的に実施できるだけでなく、迅速な対応も可能であることから、当面は直営を維持することとします。 持続可能な維持管理手法として公園愛護会の拡充やアダプト制度などの活用を今後も研究していきます。
市民病院(経営企画課)	現行の地方公営企業法全部適用の下で、更なる経営体制の充実、強化を行い、健全経営に全力で取り組むこととし、今後の経営状況も踏まえ、必要に応じて、地方独立行政法人化などの研究・検討を引き続き進めます。
教育会館 (教育研究所)	平成27年度の事業評価を受けて、勤労会館、青少年会館の集会機能を統合し、令和8年4月から文化公園会館として供用開始を予定しています。施設の統合にあたり指定管理制度の導入について検討しましたが、施設管理における効率や市民サービス及び費用の面等から導入しないこととしました。今後、文化公園会館を管理運営していく中で、状況に応じて研究・検討をしていきます。
中央公民館(中央公民館)	本市の社会教育事業を推進する中心的な役割を担っていること、更に地区公民館25館を統括する役割を担っている施設であることから、指定管理者制度の導入はしません。委託業務等では可能な限り入札を行うことにより、効率的な管理に努めています。
地区公民館(25館) (中央公民館)	地域住民との連携協力による事業運営や地域課題の把握・解決 に向けた支援に取り組んでいるほか、窓口センターが併設されて 業務を行っていることなどから、指定管理者制度の導入はしませ ん。委託業務等では可能な限り入札を行うことにより、効率的な 管理に努めています。

施設 (施設所管課)	今後の方針等
中央図書館(中央図書館)	民間活力活用事業に基づき、令和2年4月から窓口等業務の一部を民間事業者へ委託しました。中央図書館は平塚市図書館全体を統括する機能を持ち、地区図書館をバックアップする役割を担うほか、全市的な図書館サービスの充実を図る役割があることから、当面は指定管理者制度の導入はしません。
博物館(博物館)	市民との協働による調査活動や長い時間を要する事業活動などの特殊性を踏まえ、施設の管理運営を行う必要があることから、直営とします。
美術館(美術館)	展覧会等の企画運営には、実績の蓄積と継続的な学芸員の確保 や業務を熟知した人員が不可欠です。管理運営にかかる指定管理 者制度の導入については、他館の状況も踏まえ今後研究を進めま す。